

富田林中学校・高等学校いじめ防止基本方針

大阪府立富田林高等学校
大阪府立富田林中学校
平成 29 年 4 月 1 日制定
令和 3 年 4 月 1 日改定
令和 5 年 4 月 1 日改定
令和 6 年 4 月 3 日改定

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

富田林中学校・高等学校は、「地球的な視野に立ち、国や地域のことを考え行動し、国際社会に貢献できる『グローバル(Global & Local)・リーダー』の育成」を教育目標とし、「グローバルな視野とコミュニケーション力」「論理的思考力と課題発見・解決能力」「社会貢献意識と地域愛」の育成に力を注いでいる。

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「富田林中学校・高等学校いじめ防止基本方針」(以降は「基本方針」と表記する)を定める。なお、基本方針の内容は、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に周知し、学校Webページに掲載する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいう。

(注 1) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注 2) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注 3) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃(インターネットを通じて行われるものを含む)のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる、等。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定による）

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処を行う。

ただし、「いじめ」であるため、各いじめ対策委員会との情報共有を必ず行うものとする。

また、その程度に応じ、別表 1 のような対応のレベルが想定される。

3 いじめ防止のための組織

(1) いじめ防止のための組織として、次の組織を設置する。

○中高一貫いじめ対策委員会（全体会議）

【実施予定】年 2 回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

【構成員】校長・教頭・首席・指導教諭・生徒指導主事・人権教育推進主担・学年主任・養護教諭・担任・教育相談係長（高等学校のみ）・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・その他専門人材等

※構成員については、高等学校長と中学校長が協議の上、必要に応じ追加、削減できる。

○高等学校いじめ対策委員会

【実施予定】年 3 回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

【構成員】上記構成員のうち、高等学校関係者

○中学校いじめ対策委員会

【実施予定】年 4 回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

【構成員】上記構成員のうち、中学校関係者

○中学校いじめ・不登校対策委員会

【実施予定】年 6 回

【構成員】校長・教頭・中学校生徒指導部

○中学校生徒指導部・高等学校生活指導部

【実施予定】それぞれ週 1 回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

【構成員】中学校生徒指導部及び高等学校生徒指導部

※高等学校生徒指導部会議には中学校生徒指導主事が出席し、中highで情報共有を行うことで、中high全体で事象に対応できるようにする。

(2) 各いじめ対策委員会は以下の役割を担うものとする。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの未然防止のための授業や取り組みについて考える役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4 取組み状況の把握と検証

定期的に取り組み状況の把握に努める。「中高一貫いじめ対策委員会」は、年2回、「高等学校いじめ対策委員会」は年3回、「中学校いじめ対策委員会」は年4回開催し、取組みの進捗状況の確認、いじめの対処がうまくいったケース・いかなかったケースの事例検討や、「学校アセスメントシート」等を活用した定期的な検証を実施するとともに、必要に応じて「基本方針」や計画などの見直しを行う。

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、すべての教育活動において、人権尊重の精神が浸透し、人権が尊重されている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くことが大切である。

そして、日常の取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

上記を踏まえ、いじめを未然に防止するため、全教職員が取組む体制を別表2のように組織する。

2 いじめの未然防止のための措置

(1) 教職員に対して

下記について校内研修や職員会議等を通じて共通理解を図る。（「中高一貫いじめ対策委員会」が企画し実施する。）

- ・年度当初に「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を確認する。
- ・「基本方針」、前年度の総括、年間計画を確認する。
- ・いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて認識を深め、さらには実際に生じたときの対応方法などのスキルについて学ぶ。
- ・学校の教育活動全体を通じて道徳教育、人権教育を充実させるとともに、読書活動や体験活動などを推進することの必要性を学ぶ。
- ・教職員の不適切な認識や言動等が生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意が必要であり、生徒の一人ひとりを多様な個性を持つかけがえない存在として尊重することを学ぶ。
- ・分かりやすい授業づくりを進めるため、適時授業の見学・相互評価を行い、改善を行う。
- ・日常の学年・学級経営が、生徒一人ひとりを大切にしたものとなるよう認識を深める。
- ・生徒一人ひとりが活躍できるように、学校行事を積極的に活用する一方で、学校生活になじめない生徒の居場所を確保する。
- ・各会議においては、情報共有をした後に、いじめ防止・早期発見・早期解決に向けてどのような方針で動いていくのかを明確にし、適切に対応できるようにする。また、その方針や決定事項は会議の議事録に明記しておき、全ての教員が対処できるようにしておくこと。
- ・どの教員でも有効的な聞き取りや声掛けができるよう、資料を作成する。

(2) 生徒に対して

- ・平素からいじめについての共通理解を図るため、教員と専門家によるパッケージ化されたいじめ防止授業をおこないながら、すべての教育活動を通じて、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されないことを指導する。
- ・いじめを生み出さない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養う。
- ・生徒が目的を持った学校生活を送り、学級集団や自主活動の中で規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組みを各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していく。
- ・インターネット等の情報機器を介したいじめを未然に防止するための学習機会を設ける。その際、いじめが生まれる背景を踏まえ、生命や人権を大切にすることを重点的に指導する。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

全ての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な生徒観察をより丁寧におこなうことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていく。学級担任や学年の教職員だけでなく、全職

員で生徒の観察を行い、情報交換を密にする。

生徒の様子がおかしいと感じたときは、すぐに生徒指導主事、学年主任に報告し、情報を共有する。各学年の生徒指導担当が中心となり学年会議・担任会議等で情報交換を積極的に行う。様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該生徒から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、いじめに係るアンケート(=いじめ等アンケート)を年3回以上定期的に実施する。その後、教頭・首席・生徒指導主事・人権教育推進主担・教育相談係長でアンケート結果を確認し、今後の方針を検討する。また、アンケート後に教育相談(カウンセリング)週間を設定し、生徒の悩みや、人間関係を把握し、いじめ防止や早期発見に努める。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、PTA総会やPTA人権委員会との合同会議の中で「基本方針」等を紹介するなど、必要な情報を保護者に公開する。また、PTA保護者説明会・学級懇談会や「学校教育自己診断」を通じて定期的に保護者の意見聴取の機会を設ける。これらの取り組みにより、学校に対し相談しやすい環境を整える。また、保護者懇談週間(期末懇談)を活用して、生徒の家庭での様子の把握に努める。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備していく。
具体的には、
 - ・生徒及び保護者に対して教育相談室、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等の相談窓口があることを学校だより・ホームページ等により周知する。
 - ・相談以外でも何気ない日常の生徒との会話や様子を見て、生徒に変化等が見られるときは、教職員間で情報共有を行う。
 - ・いじめ問題に関しての外部の相談機関があることを、機会があるごとに周知徹底する。
(大阪府教育センターにおける教育相談：生徒向けの「すこやか教育相談」、保護者向けの「さわやかホットライン」等)
- (4) (3)の相談体制・周知方法に関しては、「学校教育自己診断」を通じて、それが適切に機能しているかを点検する(年1回)。また、「高等学校・中学校職員会議」及び「高等学校・中学校いじめ対策委員会」等において、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) いじめの疑いのある場合、教育相談等で得た生徒の個人情報については、「中高一貫いじめ対策委員会及び高等学校いじめ対策委員会及び中学校いじめ対策委員会」(以降は、「いじめ対策委員会」と表記)を開いて、同会議内で共有し、学校全体で共有すべき情報とともに外部の専門家や関係諸機関と共有する情報を決定する。なお、レベルⅣ・Ⅴ(第1章「2 いじめの定義」参照、以下同じ)のいじめの場合は「第4章 2 (3)」に従う。

第4章 いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・

背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

具体的な生徒や保護者への対応については、「いじめ対応マニュアル 大阪府教育委員会」を参考にして、外部機関とも連携していく。

2 いじめを発見した、あるいは、通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるばかりでなく、双方の生徒から事情を聴取する。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) いじめが疑われる、あるいは、いじめにつながるかもしれないと思われる状況や様子を認知した教職員は、速やかに生徒指導主事・学年主任に報告する。

学年主任や生徒指導主事は、いじめが疑われる場合、管理職に報告し、中高一貫いじめ対策委員会と情報を共有する。

その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聞き取り、中高一貫いじめ対策委員会に報告する。

これら収集した情報をもとに、中高一貫いじめ対策委員会はいじめの事実の有無の確認を行う。その際、高等学校いじめ対策委員会、中学校いじめ対策委員会での協議を妨げない。

- (3) 中高一貫いじめ対策委員会においていじめが認知された場合、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察等の関係機関との連携を図る。

レベルⅡ・Ⅲに相当するいじめで、犯罪行為と疑われるものについては、警察等の関係機関と相談するか否かを速やかに決定する。

レベルⅣに相当する犯罪行為として取り扱われるべきいじめと認められた場合は、生徒指導主事は管理職と連携して速やかに警察等の関係機関と相談し、対応方針を検討する。

なお、レベルⅤに相当する、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるいじめの場合は、直ちに警察等の関係機関に通報し、適切に援助を求める。

(第1章「2 いじめの定義」、別表1参照)

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、来校を仰ぎ、また、家庭訪問を行うなどして、直接会って、より丁寧に行う。

- (5) 急を要する場合であって、中高一貫いじめ対策委員会(全体会議)の招集が困難なときは状況に応じて高等学校いじめ対策委員会、中学校いじめ対策委員会を開催し対応する。その際、構成員については校長が状況に応じ選出する。また、これら会議での決定は、事後に中高一貫いじめ対策委員会で確認されなければならない。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめ対策委員会は、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その実現のため、いじめ対策委員会は、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保できるよう、協議する。
- (2) いじめ対策委員会は、心のケアその他専門的知見が必要と判断する場合、スクールカウンセラー等の専門家人材の協力を求める。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要である。指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (2) いじめ対策委員会が中心となって速やかにいじめを止めさせ、その上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。その聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (3) いじめ対策委員会は、事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (4) いじめた生徒の指導は、いじめ対策委員会が中心となって、複数の教職員が連携して組織的に行い、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。その際、いじめ対策委員会は、心のケアその他専門的知見が必要と判断する場合、スクールカウンセラー等の専門家人材の協力を求める。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) 関係教職員は、いじめを見ていたり、同調したりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

その際、同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを助長し、いじめを受けている生徒にとってはいじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず教職員に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、スクールカウンセラー等の専門家人材とも連携し、学校の課題として解決を図る。

また、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題についても分析した上で生徒指導の工夫改善を図る。

人権教育の観点から、生徒一人ひとりが大切にされ、全ての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めることがいじめを未然に防止することにつながることを生徒に理解させる。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り調査や生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて関係機関等と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力・態度を学習する機会を設けるとともに、情報科や技術家庭科の授業においても取り扱う。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の意味について

いじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないよう対策を講じることが必要であり、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する。

【重大事態の意味】

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期

間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

(法第28条、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態による)

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに大阪府教育庁に報告する。

3 調査の主体と組織

事態の対処及び再発防止に向けては、大阪府教育庁の指導及び支援を得つつ、本高等学校・中学校が調査主体となる場合には、中高一貫いじめ対策委員会が適切な方法により調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

第6章 年間計画

「基本方針」に沿って、別表3-1, 3-2のとおり実施する。

- (附則) この「基本方針」は平成29年4月1日より施行する。
この「基本方針」は平成30年7月31日より施行する。
この「基本方針」は令和2年4月1日より施行する。
この「基本方針」は令和5年4月1日より施行する。
この「基本方針」は令和6年4月3日より施行する。